



発行所 岡垣町役場  
 責任者 守 莊  
 責任者 辻 長  
 印刷所 大和印刷所  
 電話(宗像) 2027番

### 痴漢横行す

「うちの子に限ってそんな悪いことはない」と親は信じこんでいるが、「泥棒をとらえてみれば我が子なり。」

最近各所で痴漢が出ると聞くが、そう話してくれる人は大凡見当つていないようだが、もしも違っていたら大変だからと、そちらの親にはなかなか注意してくれない。何も知らない親はいい気なものだが、噂はどんどん伝っている。親が子供を信じることも大切だが、放任にならないようもう一度勇気をふるって親子で話し合って下さい。原でも内浦でも野間、山田、東山田、海老津、白谷でも痴漢が出た。町報に、こんなことが出ているからと、親子話し合ってください。非行の芽生えは一寸した動機からです。悔を残さないよう全家庭話し合ってください。(以下六頁に掲載)

### 議会だより

第一回定例町議会は三月十二日に招集、会期は三月三十一日まで二十日間と決定

三月十二日(第一日目)は議案第九号より二十七号まで提案されて、提案者町長の提案理由の説明で閉会され休会となる。三月二十六日第二日目午前九時四十分開議

議案第二十八号 昭和四十三年度岡垣町一般会計補正予算  
 ○賛成多数(一名反対)で原案可決

議案第二十九号 昭和四十三年度、岡垣町特別会計国民健康保険補正予算  
 ○満場一致で原案可決

議案第三十号 昭和四十三年度、岡垣町特別会計農業共済事業補正予算  
 ○満場一致で原案可決

議案第三十一号 昭和四十三年度、岡垣町水道事業会計補正予算  
 ○満場一致で原案可決



## 世帯の意義

住民基本台帳法の施行は、昭和四十四年四月一日より全国的に完全に統一実施されました。

この法律は、住民登録法を引きつぎ更にこれを発展させようとするものであって、町における住民の便利を図るとともに、正確、かつ統一的な住民に関する記録を整備することにより、行政の近代化を図ることを目的とするものであります。

当町においても、この法律の趣旨にのっとり、積極的に窓口事務をはじめとする事務処理の近代化、合理化を図るがために岡垣中学校に課を移転し、正確な住民基本台帳の完全な整備に努め、それにより自治経営の基礎を確立し、福祉の向上に努めて行きたいと思えます。

住民の権利、および利益を保護するための重要な任務をもつものであり、この届出は選挙権の行使をはじめとする住民に関する行政の基礎となるものであることを充分に御理解の上、正確な届出をされますようお願いいたします。

届出をされます場合に疑問のある、世帯の意義と構成および世帯主の認定の基準についてお知らせ致します。

先ず、世帯の意義および構成について。

世帯とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位であります。世帯を構成する者のうちで、その世帯を主宰する者が世帯主であります。単身世帯にあっては、当該単身者が世帯主となります。

世帯主との続柄は、当該世帯における世帯主と世帯員との身分上の関係をいうのであります。したがって必ずしも戸籍に記載された父母との続柄と一致するものではありません。

なお、「その世帯を主宰する者」とは、「主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者」と解します。

次に、世帯主の認定の基準について

(一) 世帯主の認定に当っては、当該世帯の実態に即し、次の具体例を参考にして下さい。

(二) 父親は所得がなく、所得税法上長男の扶養親族となっており、長男が主として世帯の生計を維持している場合は、長男が世帯主。

(三) 父親が長男とともにその世帯の生計を維持している場合は、たとえ父親の所得が長男のそれより少額であっても、社会通念上、父親が世帯主。

(四) 父親が所得税法上長男の扶養親族であって、長男二男がともに世帯の生計を維持している場合は、長男の所得が二男のそれより少額であっても長男が世帯主。

(五) 父親が無所得で、二男が主として世帯の生計を維持している場合に於いても、長男が一時的に失業しているものと認められる場合においては、たとえ所得がないときでも、社会通念上、長男が世帯主。

(六) 夫が不具廃疾等のため無収入で、妻が主として世帯の生計を維持している場合は、妻が世帯主。

以上事例を述べましたが参考として頂けば幸甚です。御不審の点がありましたら、御遠慮なく住民課まで御尋ね下さい。

電話エビッ局 一一九番

(住民課)

議案第三十二号  
岡垣町課設置条例の一部を改正する条例

議案第三十三号  
岡垣町保養施設(臨海荘)設置条例判定について

議案第三十四号  
岡垣町行政事務嘱託に関する条例の一部を改正する条例

議案第三十五号  
土地の取得について

議案第三十六号  
岡垣町道路敷地用としての寄附採納について

以上、議案第三十一号より議案第三十六号まで提案され町長の提案理由の説明で終り一般質問が三議員よりなされた。

三月二十八日、第三日目午前九時四十分開議。

議案第九号  
昭和四十四年度、岡垣町一般会計歳入歳出予算

議案第十号  
昭和四十四年度、岡垣町特別会計国民健康保険、歳入歳出予算

議案第十一号  
昭和四十四年度岡垣町水道事業会計、歳入歳出予算

議案第十二号  
昭和四十四年度、岡垣町特別会計、農業共済事業歳入歳出予算

議案第十三号  
岡垣町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第十四号  
岡垣町特別職の職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第十五号  
岡垣町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第十六号  
岡垣町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

する条例の一部を改正する条例  
議案第十七号  
岡垣町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第十八号  
岡垣町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第十九号  
岡垣町消防団員の定員使用給与分限及び懲戒服務等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第二十号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求める。

議案第二十一号  
選挙管理委員及び同補充員の選挙について

議案第二十二号  
寄附の受入れについて

議案第二十三号  
岡垣町営プール建設事業請負契約について。

議案第二十四号  
昭和四十四年一月二十日指名競争入札に付した町営プール建設工事について、下記のとおり請負契約を締結したので町議会に報告する。

記

1 契約の目的 町営プール建設工事。

2 契約の方法 指名競争入札による契約

3 契約金額 九百二十四万円

4 契約の相手方 海老津、小西建設株式会社

5 工期 自昭和44年1月22日 至昭和44年3月31日

6 支出科目 昭和44年度プール建設費。

7 その他の契約

1 設計管理委託 二十五万円

日本理水設計KK  
2 地質調査工事 二十万円  
九州ドリリングKK

3 循環浄化装置並びに附属配管工事 百五十万円

4 電気設備工事二百八十万円  
九州電気工事KK

議案第二十四号  
波津海水浴場の臨海荘取得について。

議案第二十五号  
岡垣町保養施設(臨海荘)として左記の土地及び建物を取得しようとする。よって議会に報告する。

記

1 土地 大字原字大松六九三 百九坪  
大字原字大松六九四 二百三十坪

議案第二十六号  
岡垣町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第二十七号  
日本万国博覧会特別協賛ポルト競走開催について。

議案第二十八号  
議案第二十九号  
議案第三十号  
議案第三十一号  
議案第三十二号  
議案第三十三号  
議案第三十四号  
議案第三十五号

議案第三十六号  
議案第三十七号  
議案第三十八号  
議案第三十九号  
議案第四十号  
議案第四十一号  
議案第四十二号  
議案第四十三号  
議案第四十四号  
議案第四十五号  
議案第四十六号  
議案第四十七号  
議案第四十八号  
議案第四十九号  
議案第五十号

議案第五十一号  
議案第五十二号  
議案第五十三号  
議案第五十四号  
議案第五十五号  
議案第五十六号  
議案第五十七号  
議案第五十八号  
議案第五十九号  
議案第六十号  
議案第六十一号  
議案第六十二号  
議案第六十三号  
議案第六十四号  
議案第六十五号  
議案第六十六号  
議案第六十七号  
議案第六十八号  
議案第六十九号  
議案第七十号

議案第七十一号  
議案第七十二号  
議案第七十三号  
議案第七十四号  
議案第七十五号  
議案第七十六号  
議案第七十七号  
議案第七十八号  
議案第七十九号  
議案第八十号  
議案第八十一号  
議案第八十二号  
議案第八十三号  
議案第八十四号  
議案第八十五号  
議案第八十六号  
議案第八十七号  
議案第八十八号  
議案第八十九号  
議案第九十号

議案第九十一号  
議案第九十二号  
議案第九十三号  
議案第九十四号  
議案第九十五号  
議案第九十六号  
議案第九十七号  
議案第九十八号  
議案第九十九号  
議案第一百号

議案第一百零一号  
議案第一百零二号  
議案第一百零三号  
議案第一百零四号  
議案第一百零五号  
議案第一百零六号  
議案第一百零七号  
議案第一百零八号  
議案第一百零九号  
議案第一百一十号

議案第一百一十一号  
議案第一百一十二号  
議案第一百一十三号  
議案第一百一十四号  
議案第一百一十五号  
議案第一百一十六号  
議案第一百一十七号  
議案第一百一十八号  
議案第一百一十九号  
議案第一百二十号

議案第一百二十一号  
議案第一百二十二号  
議案第一百二十三号  
議案第一百二十四号  
議案第一百二十五号  
議案第一百二十六号  
議案第一百二十七号  
議案第一百二十八号  
議案第一百二十九号  
議案第一百三十号

議案第一百三十一号、第四日目午後一

議案第一百三十二号、第四日目午後一

毎月1日は

交通安全の日

- 横断歩道は正しく歩こう
- こどもを交通事故から守ろう
- バイクにのるときはヘルメットを
- 飲酒、無免許運転は絶対やめよう
- ふみ切りは左右をみて渡ろう

議案第二十七号  
日本万国博覧会特別協賛ポルト競走開催について。

議案第二十八号  
議案第二十九号  
議案第三十号  
議案第三十一号  
議案第三十二号  
議案第三十三号  
議案第三十四号  
議案第三十五号

議案第三十六号  
議案第三十七号  
議案第三十八号  
議案第三十九号  
議案第四十号  
議案第四十一号  
議案第四十二号  
議案第四十三号  
議案第四十四号  
議案第四十五号

議案第四十六号  
議案第四十七号  
議案第四十八号  
議案第四十九号  
議案第五十号  
議案第五十一号  
議案第五十二号  
議案第五十三号  
議案第五十四号  
議案第五十五号

議案第五十六号  
議案第五十七号  
議案第五十八号  
議案第五十九号  
議案第六十号  
議案第六十一号  
議案第六十二号  
議案第六十三号  
議案第六十四号  
議案第六十五号

議案第六十六号  
議案第六十七号  
議案第六十八号  
議案第六十九号  
議案第七十号  
議案第七十一号  
議案第七十二号  
議案第七十三号  
議案第七十四号  
議案第七十五号

議案第七十六号  
議案第七十七号  
議案第七十八号  
議案第七十九号  
議案第八十号  
議案第八十一号  
議案第八十二号  
議案第八十三号  
議案第八十四号  
議案第八十五号

議案第八十六号  
議案第八十七号  
議案第八十八号  
議案第八十九号  
議案第九十号  
議案第九十一号  
議案第九十二号  
議案第九十三号  
議案第九十四号  
議案第九十五号

議案第九十六号  
議案第九十七号  
議案第九十八号  
議案第九十九号  
議案第一百号  
議案第一百零一号  
議案第一百零二号  
議案第一百零三号  
議案第一百零四号  
議案第一百零五号

議案第一百零六号  
議案第一百零七号  
議案第一百零八号  
議案第一百零九号  
議案第一百一十号  
議案第一百一十一号  
議案第一百一十二号  
議案第一百一十三号  
議案第一百一十四号  
議案第一百一十五号

議案第一百一十六号  
議案第一百一十七号  
議案第一百一十八号  
議案第一百一十九号  
議案第一百二十号  
議案第一百二十一号  
議案第一百二十二号  
議案第一百二十三号  
議案第一百二十四号  
議案第一百二十五号

議案第一百二十六号  
議案第一百二十七号  
議案第一百二十八号  
議案第一百二十九号  
議案第一百三十号  
議案第一百三十一号、第四日目午後一

時三十分開議。

議案第三十六号

岡垣町道路敷用地としての寄附採納について

○満場一致で原案可決

本日をもって第一回定例会は閉会される、午後二時三十七分

第三回臨時町議会は四月二十二日に召集

議案第三十三号

岡垣町保養施設「臨海荘」設置条例判定について。

○満場一致で原案可決

議案第三十七号

選挙管理委員及び同補充員の選挙について次のように選挙される。

選挙管理委員 元松原 広渡 勇

記

選挙管理委員

元松原

原

東海老津

戸切

同補充員

吉木

内浦

東松原

戸切百合野

議案第三十四号

岡垣町行政事務嘱託に関する条例を廃止する条例。

○満場一致で原案可決

議案第三十八号

議長選挙について

### 勤労少年を非行から守ろう

一、勤労少年の非行は増加しています。

少年の非行防止については、学校警察補導連絡協議会（学警連）非行防止モデル地区、少年補導員等を通じて積極的な非行防止活動を実施しています。

その結果、折尾警察署管内の少年非行は、昭和三十九年を頂点にやや減少傾向を示しました。とくに、生徒児童の非行は学校と警察との緊密な連携のもとに補導を行なってきたため、しだいに減少しています。

ところが、勤労少年の非行は昭和四十年からしだいに増加し昭和四十三年中の管内の犯罪少年三〇九人のうち、一〇四人（

議長 木原 善次

議案第三十九号

副議長の選挙について

次のとおり選挙される。

副議長 太田金平

議案第四十号

議席の決定について。

議席については従前どおり。

議案第四十一号

常任委員の選任について。

常任委員については従前どおりであるが正副委員長が次のように決定する。

総務常任委員会

委員長 広渡 松雄

副委員長 平井 政秀

厚生経済委員会

委員長 河原 安人

副委員長 川原 清彦

土木常任委員会

委員長 麻生 一男

副委員長 小早川 亨

その他

臨海荘運営審議会委員として議

会代表の選任依頼が町長よりあ

ったので次のとおり選任される

議長 木原 善次

副議長 太田 金平

総務委員会 広渡 松雄

厚生経済委員会 秋武 勲

土木委員会 石田 博愛

以上をもって第三回臨時会は閉

会される。

三三、七％）を占めるようになり、質的にも凶悪、粗暴化している現状であります。

二、みんなで勤労少年を非行から守りましょう。

このように、勤労少年の非行は増加の一途をたどり、極めて憂慮される実情にあります。学警連のように完備された補導組織もなく、また勤労少年をとりまく社会環境から勤労少年を犯罪や不良化から守ることは困難な現状であります。

したがって、勤労少年を非行から守るためには、少年を雇用する会社、工場、事業場等や、警察や、青少年協、労働基準監督署、教育委員会等の関係機関と

## 昭和44年度 一般会計歳入歳出予算

(単位千円)

歳入の部				歳出の部				財源内訳					
説明	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明	本年度予算額	前年度予算額	比較	国支	県支	地方債	その他	一般財源	本年度予算構成比
1 町税	67.010	53.047	13 963	1. 議費	13.521	11.880	1.641					13.521	3.15
2 国庫補助金	4.862	4.662	200	2. 会費	149.101	115.502	33.599	41.664	27.000	34.902	45.535	34.90	
3 市町村交付金	3.000	0	3 000	3. 衛生費	28.555	22.369	6.186	4.775		9.160	14.620	6.53	
4 自動車取得税交付金	400	0	400	4. 民生費	18.205	9.758	8.447	618		2.089	15.498	4.24	
5 地方交付税	82.000	68.500	13.500	5. 労働費	13.754	14.038	△284	9.573	1.300		2.881	3.20	
6 分担金及負担金	7.138	1.223	5.915	6. 農林水産業費	34.187	10.339	23.848	9.912		5.460	18.815	8.28	
7 手数料	9.380	8.657	723	7. 商工費	1.884	1.129	755				1.884	0.44	
8 国庫金	100.178	30.983	69.195	8. 土木費	33.568	47.909	△14.341	5.300	3.000		25.268	7.81	
9 県支	13.069	2.730	10.339	9. 防衛費	7.988	6.705	1.283	1.600	1.000		5.388	1.86	
10. 財産収入	6.688	5.107	1.581	10. 教育費	80.345	29.415	50.930	32.989	9.000		38.356	24.14	
11. 附入越収	2	2	0	11. 災害復旧費	4.830	0	4.830	3.221	1.000		609	1.12	
12. 入金	56.000	54.776	1.224	12. 公債	16.581	13.264	3.317	3.506			13.075	3.86	
13. 越収	4.928	6.000	△1.072	13. 諸予備	10	10	0				10	0.47	
14. 債	8.339	7.031	1.308	14. 費	3.365	500	2.865				3.365		
15. 債	42.900	40.100	2.800										
合計	405.894	282.818	123.076	合計	405.894	282.818	123.076	113.158	42.300	51.611	198.825	100.00	

### 歌会始めのお題

昭和四十五年歌会始めのお題は「花」と定められました。

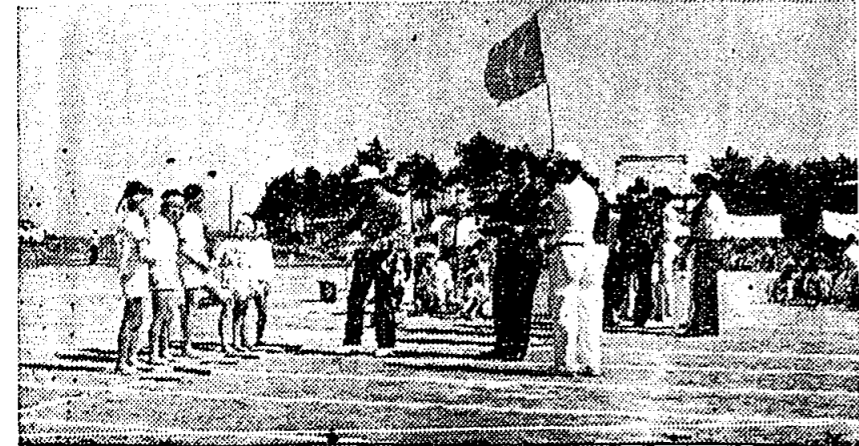
協力して、職場環境の浄化や非行勤労少年の早期発見、補導を強く推進する必要があります。また、職場の人にかぎらず、一般の人も勤労少年に暖かい手を差し伸べ、非行化しないようお互いに気をくばりましょう。

「よく教え、よく聞いてやるよい職場」  
詠進歌は一人一首で、詠進期間は九月一日から十月十一日までです。くわしいことは公民館におたずね下さい。

# 町民体育祭

四月二十日九時から岡中で、第五回町民体育祭を実施したが四千名位の参加があり実に盛大だった。その結果は

- ▲ 小学生各区分対抗リレー
  - 一位 東山田 二位 山田
  - 三位 糠塚
- ▲ 各区分対抗リレー
  - 男子
    - 一位 山田 二位 糠塚 A
    - 三位 糠塚 B
  - 女子
    - 一位 吉木 B 二位 海老津
    - 三位 吉木 A
- ▲ 一、五〇〇米
  - 青年
    - 一位 三吉 藤村公男五、三二
    - 二位 山田 武野憲二郎六、〇七
    - 一位 三吉 山田光吉
  - 高校
    - 一位 東山田 奥田常幸五、一五
    - 二位 高倉 早苗隆夫六、〇二
  - 中学
    - 一位 戸切 小沢考二六、一〇
    - 二位 波津 刀根弘喜
  - ▲ 五、〇〇〇米
    - 青年
      - 一位 三吉 藤村公男一六、〇五
      - 二位 高倉 山田豊一八、二〇
      - 一位 吉木 門司勇二二四、三八
    - 高校
      - 一位 東山田 奥田常幸一五、〇六
      - 二位 今村春男一七、三三
    - 中学
      - 一位 波津 刀根弘喜一七、三八
      - 二位 戸切 小沢考二二八、〇七
    - ▲ 一〇〇〇米
      - 青年
        - 一位 戸切 大村静穂二三、〇〇
        - 二位 山田 武野憲二郎二三、〇〇
        - 一位 東山田 釜本清二二、〇〇
  - ▲ 四〇〇米
    - 青年
      - 一位 山田 武野憲二郎
    - 一般
      - 一位 吉木 麻生 力
    - 学生
      - 一位 走中跳 竜口
  - ▲ 走中跳
    - 青年
      - 一位 山田 武野憲二郎五、三〇
      - 二位 糠塚 河野和博四、七六
    - 一般
      - 一位 東山田 釜本清五、五五
      - 二位 山田 松崎吉次五、三〇
    - 学生
      - 一位 糠塚 二村 四、八七
      - 走高跳 武野憲二郎一、五五
      - 二位 糠塚 河野和博一、五〇
    - 一般
      - 一位 山田 松崎吉次一、四五
      - 二位 吉木 大村 一、二五
      - 一位 糠塚 入江明德一、四五



- ▲ 砲丸投
  - 青年
    - 一位 竹枝考二三、二〇
    - 二位 吉木 早川豊繁一一、七〇
  - 学生
    - 一位 戸切 石田
    - 二位 東山田 釜本 清

## 縄とび用語

- 両足とび……両足同時にふみきって跳躍する。
- 片足交互前ふりとび……縄をとお時に片足を前にふり上げてとぶ。
- 二跳躍めの時は前にふり上げた足を後にまげてとぶ。
- 足を交替して同じことを行う
- 前後開閉とび……両足とびでとんだ後、足を前後に開いてとび、以下これをくり返す。
- かけ足とび……かけ足、足ふみとびのこと。
- もも上げかけ足とび……かけ足とびの時、ひざを一段と上げてとぶ。
- あやとび……なわが後から頭上に来たころ、手首を下に向けながら腕を勢よく交さする。
- 二重まわしとび……一回とび上っている間に縄を二回まわす二回せん一跳躍のこと。
- あやの二重まわしとび……一跳躍している間に縄を前回せんで一回続けて交さ前回せんで一回計二回をまわす。
- 交さ二重まわしとび……腕を交さしたままで前回せん両足とびをしている間に縄を二回まわす。
- 一回せん二跳躍……縄を両足の後ろにおいて頭上前方にまわし、足の直前に来た時、とびこえる。その反動でもう一度空とびする(四呼間で一呼と三呼の二回とぶ)
- 一回せん一跳躍……縄を一回まわして一回とぶ(四呼間に四回とぶ)

## 求人案内

昭和44年4月25日  
 芦屋更生企業  
 求人先 遠賀郡岡垣町戸切岸元三四四  
 電話 芦屋 (二三局〇二四一)  
 職種 雑役夫 男三名  
 資格 男女年令不問  
 勤務時間 午前八時～午後五時まで  
 待遇 男 日給 面談の上 六五〇〇  
 女 日給 七〇〇〇  
 その他 保険制度あり 詳細面談の上



びた高倉神社で壮麗な結婚式を挙げようではありませんか。神社では年中無休で左の通り予約を受付けています。

神前結婚式 神社大前に於、初穂料三千円  
 新郎、新婦も入れて二十名様迄

披露宴会場 神社境内高峯館に於て(駐車場、控室あり)  
 使用料二千円 四十名様迄  
 以上二十名増す毎に五百円追加料理、和食(七品付)  
 一人前六百五十円  
 人員一回収容人員百三十人  
 様位迄  
 結婚式以外の事でも御相談に応じます  
 其他委しいことは社務所へお問合せ下さい

岡垣町大字高倉一、一一三番地  
 高倉神社社務所  
 電話 海老津局七三九九番

## 高峯館よりお知らせ

都心を離れた自然の美しい神さ



### 岡垣町社会福祉協議会へ 香典返しとして寄附

高倉、故矢野繁殿(五九才) 昭和四十四年四月二十六日死亡  
 昭和四十四年一月二十八日死亡  
 白水ヤスノ殿より寄附  
 戸切、故石田六郎殿(七一才) 昭和四十四年五月四日死亡  
 石田芳雄殿より寄附  
 上畑、故神谷タメ殿(七三才) 昭和四十四年四月二十八日死亡  
 神谷惣三郎殿より寄附  
 岡垣町社会福祉協議会  
 並に老人クラブ寿会へ  
 香典返しとして寄附

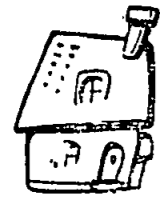
新海老津、故木原范藏殿(八一才) 昭和四十四年二月十五日死亡、木原半祐殿より寄附  
 東黒山、故田中団造殿(八二才) 昭和四十四年二月十九日死亡、田中光雄殿より寄附  
 元松原、故広渡シカ殿(八七才) 昭和四十四年三月一日死亡  
 広渡豊喜殿より寄附  
 元松原、故広渡清殿(六〇才) 昭和四十四年三月十五日死亡  
 広渡正義殿より寄附

波津、故刀根雅雄殿(七二才) 昭和四十四年三月二十九日死亡  
 刀根博愛殿より寄附  
 高倉、故早川トク殿(七九才) 昭和四十四年四月一日死亡  
 早川西二殿より寄附  
 吉木、故白水孝幸殿(十三才)

### 電話局からのお知らせ

一、海老津局区内にボックス公衆がつかまりました。  
 イ、電話のかけ方は、ボックスの中に掲示いたしておりますので、よくご理解になりご利用ください。  
 ロ、利用の際、曲った十円は故障のもとです。よくたしかめてお入れください。  
 ハ、利用時には制限はありません、かわいがってご利用ください。  
 ニ、現在電話をおもちの方え、八月自動改式と同時に変わる番号を、各個人宛通知いたしております。  
 三、新しく電話をお申し込みの方へ  
 ①昭和四十三年十二月中旬頃迄にお申し込みの方は、自動改式がすんで、後九月頃までにとりつけいたします。但しイ、農村集団自動電話おもちの方で一般の電話お申し込みの方は今回に限り月均の使用料が一、〇五九円 上でない

と九月迄はおつけできません  
 ②昭和四十三年十二月下旬以降お申込みの方。  
 イ、二回目の割当個数の範囲内でとりつけいたします。四月上旬頃迄にお申し込みの方は大体十月か十一月頃とりつける予定です。  
 ロ、農村集団自動電話おもちの方で、昭和四十三年十二月中旬迄に申し込みの方は月平均の使用料が少額な方についても今回に限り二回目割当て個数の範囲内でとりつけできるよう努力いたしております。  
 ③手続きの時期  
 一回目は六月の上旬頃より順次手続きいたします。その前に電信電話の債券代、および取りつけ料等郵便葉書をもってお知らせいたします。



## 一一〇番ブザー

折尾警察では、暴漢、痴漢、カッパライの予防に、一一〇番ブザーを斡旋しています。  
 小さなコンパクト型で、ハンドバックにも這入り、痴漢等に  
 おそわれた時、ひもを引くと、百米四方に警報がなります。  
 一個三二〇円です。希望の方は公民館に申し込んで下さい。  
 申込期間 七月十日まで

### 野間～山田線

## 舗装工事完成

岡垣町を東西に走る県道原～海老津線は、最近の交通量の増加に伴い、海老津交差点附近はすでに飽和状態となり、通行の車は大変混雑しています。この原～海老津線のバイパス的役目を果たす町道野間～山田線は砂利道のため、その機能を充分發揮することができませんでしたが、昨年四月一日炭鉱離職者緊急就労対策事業として工事延長一、〇一二米、舗装巾員五、五米、総工費一千五百万円(内国庫補助金一千七拾五万二千円)にて着工いたしていましたが、本年三月三十一日完成、前述の交通緩和に大きな役割を果たす

ものと思います。尚この事業は緊急事業という特殊な工事のため、一年間という長い工事期間であったため、町民各位、特に沿道住民に大変長い間御迷惑をおかけしたことを深くお詫びいたします。



完成した野間～山田線の舗装

# 湯川山登山

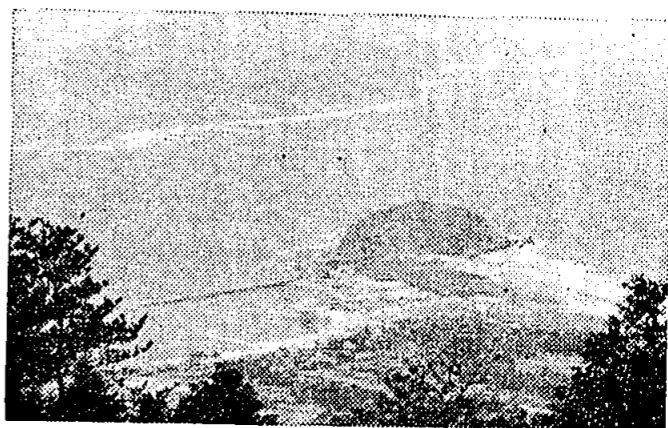
六月一日(日曜) 九時二十分  
内浦バス停集合で、湯川山登山  
をします。

「日本三牀の霊仏」といわれる  
長源寺の本尊を拝み、古墳群、  
県指定の重要文化財馬頭観音の  
ある海蔵寺を通り、成田山で小  
休止、この間一時間。

十時三十分から一時間で湯川  
山頂上へ、頂上で合唱、フォー  
クダンス、ゲーム、昼食。  
十三時三十分下山、成田山から  
林道を通り湯川へ、十六時波津  
で解散。

携行品、水筒、弁当、バス賃、  
当日雨天の場合は無期延期体力  
づくりに大勢参加下さい。

公民館



岡垣町吉木出身でもと八幡図書館勤務の門司先生は、昨年  
「岡垣町の今昔」について講演をお願いしたが、上京中だ  
ったので、その穴うめにと原稿を送って頂くことになった

## 岡垣風土記

(一)

### 岡垣町

遠賀郡の西部にあるので、西郷  
の名がある。明治二十二年に  
町制が施行された時は、岡県村

(吉木、三吉、手野、内浦、原  
波津)と、矢矧村(高倉、上  
畑、野間、海老津、戸切、山田  
糠塚、黒山)に分れていたが、  
全四十年に合併して、岡垣村と  
なった。これは、岡県主の祖熊  
鰐の古跡があり、(一説には、

「筑前国続風土記」に、「内浦  
の西、原村より、芦屋までの海  
辺に、高き岡続けり。故に、其  
辺を岡と称し、郡名も是により  
て名づけしならん。」によると  
もある。)また、「和名抄」に  
垣前の庄の名があるので、各々  
その一字をとって名づけた。

なお、昭和三十七年十月一日に  
町制を布いて、岡垣町となった

### 岡の松原 (三里松原)

「遠賀郡誌」には、当国八所松  
原(百道、生、千代、志賀、奈  
多、地藏、花見、岡)の一にし  
て、国中第一の広原なり。東は  
芦屋浦より、西は、岡垣村大字

内浦浜まで、凡そ三里の間に亘  
り幅、広き所三十町余り、狭き  
所にて二町余あり。満地白砂に  
て、西北、海に面せり。

「高倉神社縁起」に、神功皇后  
海辺にて、北の風激しきをいと  
はせ給ひ、一夜に千本の松を植  
え給ふ。其所を垣前松原といひ  
其所を遠賀庄と名づくもあり、  
また、「海路記」といへるもの  
には、岡の松原は、仲哀天皇、  
山鹿岬を廻り給ひて、御船進ま  
ざりし時、一夜の内、松千本を  
植えて、男女二神を祭り給ふ。  
それより、御船進みしと言伝へ  
たり。」とある。

伝説はともかく、ここは、江戸  
時代に、権藤伊左衛門という人  
が、藩命によって、松苗を植え  
たことになっている。

「耕地水地事業勲功録」による  
と、芦屋から内浦に亘る砂丘地  
帯は、飛砂が吹き上げられて  
できたものであって、常に砂の  
吹きこみが甚だしく、そのため  
に、田畑の被害は甚大であった  
これに加えて、遠賀、矢矧、潮  
入の三川河口以来、潮が吹き入

って、潮害を被ることも、また  
多かった。  
それで元文三年(一七三八年)  
に、黒田藩では、松を植付けさ  
せ、同時に、その伐採を厳禁し  
た。

それから十四年を経て、その一  
部は成林したが、大砂丘のこと  
であるから、なお、その被害は  
止まない。  
そこで寛延四年(一七五一年)  
に、浜山田地開墾のために、権  
藤伊左衛門が命ぜられた。

伊左衛門は、七年計画で、松の  
植付に着手して、宝暦十年(一  
七六〇年)までに、植付けた松  
は約七十万本にも達した。この  
ような広大な砂防工事は、もと  
より伊左衛門一人がしたのでは  
なく、黒田藩及び地元の人たち  
の力に待つところが多かったが  
その間、伊左衛門の尽した功績  
は、絶大なものがあつた。そし  
て、現在は、一大防風林となっ  
て、岡垣、遠賀、芦屋町にある  
田畑を風害から護っているのだ  
である。

ところで、三百年の歴史をもつ  
この岡の松原も、今は、松食虫  
のために、大きな被害を受けて  
いる。

四月二十五日付の「西日本新聞」  
によると、ここ六十七年の間に  
毎年、約三千本が枯れ、四十二  
年の日照り続きの時は、六千本  
余りも切り倒した。  
このために、櫛の歯がかけたよ  
うな防風林の奥にある原、内浦  
新松原、三吉などの地区では、  
吹き抜ける潮風で、農作物の被  
害が、年々ふえている。地元の  
岡垣町や、直方営林署は、でき  
るだけの駆除にとめてきたが



松食虫は、繁殖力が強く、その  
うえ、米軍の射爆場の存在が、  
その駆除に大きな障害となつて  
いるという。

### 北九州「地名と伝説」

の会

八幡門 司 勇

(二頁の記事のつづき)

### よい子はよい

#### 家庭で育つ

◎家庭みんなで話し合いを  
しましょう

親の気持を子どもに理解させ  
るには、親子の話し合いの場を  
もち、子どもの希望や夢などを  
まじめに聞いてやるのが大切  
です。

◎叱るよりも、まずほめて  
やりましょう

子どもの欠点や失敗ばかりを  
取りあげ叱るよりも、まずほめ  
てやりましょう。子どもの善意  
や長所は、ほめることによって  
大きく成長します。

よその子もわが子も  
おなじ社会の子

少年非行の原因は根が深く、  
複雑多岐にわたっているので、  
家庭、学校、地域の大人すべて  
が、手をとり協力しなければ少  
年非行防止はむづかしい。地域  
ぐるみの活動をお願いします。



### 自衛官募集

陸上自衛隊員  
海上自衛隊員  
航空自衛隊員

受付は毎日岡垣町役場総  
務課で受付致します。